随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	嶺北国道維持出張所他１カ所空調設備機器交換作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福井河川国道事務所長　　宮本　久仁彦 福井県福井市花堂南２－１４－７
契 約 締 結 日	令和　２年　７月　２日
契約の相手方の 氏名及び住所	菱機工業株式会社　福井支店 福井県福井市開発４丁目１１９番地
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	3,850,000
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	3,850,000
随意契約による こととした理由	３．随意契約理由 　本件は、いずれも執務室内にある嶺北国道維持出張所及び鳴鹿大堰管理所の空調設備２台が、それぞれ令和２年６月２４日及び６月１５日に故障のため稼働しなくなったことから、緊急に空調設備の機器交換及びそれに伴う電気工事等の付随工事を行うものである。 　今回の故障に対して菱機工業（株）と空調設備の機器交換及びそれに伴う電気工事等の付随工事に関する随意契約を行う理由は、以下のものである。 ①故障した空調設備は、オゾン層破壊物質として「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成１３年法律第６４号）」で規制対象となっており、現在生産されていない冷媒（Ｒ２２冷媒）を使用するものであるため、既に修理部品の在庫がなく修繕が不可能である。よって空調設備を機器交換するしかない。 ②本来であれば空調設備設置業者を入札により選定すべきであるが、速やかに機器交換及びその配置設計を行った後、発注手続きを行ったとしても、令和２年９月初旬に落札業者が決定することになる。そのため夏季の高温期には設置することが不可能であり、事務所衛生基準規則第５条第３項に規定する、「空気調和設備を設けている場合は、室内気温を１７度以上２８度以下になるように務めなければならない」という努力義務に違反するとともに、勤務する職員、来庁する工事受注業者や一般市民が、熱中症等にかかるおそれがある。また当然ながら職員の業務効率も落ちることになる。よって規則上も職員の健康管理上も、その他外部関係者の健康上も、さらに業務効率の観点からも、緊急に空調設備の機器交換をする必要がある。 ③①、②の理由から緊急に空調設備の機器交換及びそれに伴う電気工事等の付随工事に関する随意契約を行う必要があるが、緊急かつ経済的に機器交換工事を行うためには、当事務所が機器交換を行う空調設備の設置場所、設置に伴う電気工事や配管工事方法、あるいは既存の配管等の代用可否等を早急に検討することになる。その検討した内容に対応可能な者は、現在「福井河川国道事務所庁舎機械設備保全業務」を受注し、空調設備の点検及び保守を行っている「菱機工業（株）」のみである。よって今回、嶺北国道維持出張所及び鳴鹿大堰管理所の空調設備の機器交換並びにそれに伴う電気工事等の付随工事を行うために、当該業者と随意契約を行うものである。
備　　　　　考	